

議 事 録 抄 本

令 和 5 年 4 月

福 崎 町 農 業 委 員 会

令和5年4月農業委員会議事録抄本

日 時 : 4月20日(木) 14:55～

場 所 : 福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・18名

農業委員

1番 上阪 英仁	2番 加瀬澤智昭	3番 宮川 積	4番 松岡 忠幸	5番 城谷 憲敬
6番 三木 勝博	7番 上延 英一	8番 牛尾 敏博	9番 松本 廣幸	10番 松岡 隆子
副会長 松岡繁克	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 吉高 平記	12番 藤岡 資芳	13番 鍛示 幸弘	14番 後藤 正二	15番 田中 初美
16番 高橋 清正	-	-	-	-

事務局 吉田事務局長、豊國主査、塩見主査、多田

【欠席者】・・・なし

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 松岡 繁克
9番 松本 廣幸	14番 後藤 正二

【署名人】

6番 三木 勝博	7番 上延 英一
----------	----------

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会4月定例会を開催します。

本日の欠席委員はありません。農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

4月の人事異動で異動がありましたので、課長から説明と紹介をお願いいたします。

(事務局長) <紹介>

さて、議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一同 <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

6番 三木 勝博	7番 上延 英一
----------	----------

委員にお願いします。本日は、議案第1号から議案第6号に至る6議案、報告事項4件について審議願います。では審議に入る前にいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 【議案朗読及び説明】

<案件>

議案第1号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明) 1件

議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可) 3件

議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(知事許可) 2件

議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
(委員会受理) 2件

議案第5号 農地の買受適格証明願承認について
(委員会証明) 2件

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

報告第1号	公共事業の施行に伴う一時転用届出について	1件
報告第2号	農地使用貸借の合意解約通知について	3件
報告第3号	会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について	10件
報告第4号	会長専決処理規程第4条に基づく市街化区域内転用届出処理について	1件

(事務局担当) 令和5年4月議案説明

議案第1号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明)

1番: 資料1ページ・2ページをご覧ください。願出地は八千種の西ヶ首池の南に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。願出地は塀に囲まれたところであり、庭として利用されています。

この願出地については、昭和50年の航空写真にて住宅用敷地として利用されていることを確認しました。20年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可)

1番: 資料3ページ・4ページをご覧ください。申請地は、福崎東中学校の南西約180mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は売買による所有権移転です。所有者の〇〇さんが農地の管理に困っており、手放したいと考えていたところ、知り合いの伝手をたどり譲受人の尾内さんと話が纏まりました。

〇〇さんは農機具を所有しており、周辺農地は集約した農家がおらず地域の農業に影響があるとは考えられず、これまで所有している農地が問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

2番: 資料5ページ・6ページをご覧ください。申請地は、姫路市との市町境付近で、西ヶ首池の南約150mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は売買による所有権移転です。所有者の〇〇さんは亡くなられて、相続人の方は財産放棄をしたため、裁判所が財産管理人を立てております。地元の〇〇さんが購入してもよいと、話が纏まりました。

農機具は共有にて所有しており、許可要件を満たすものと考えます。

3番: 資料7ページ・8ページをご覧ください。申請地は、西光寺の宝性院より北西約

190mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は売買による所有権移転です。所有者の〇〇さんが町外在住で、家と農地を手放したいと考えていたところ、知り合いの伝手をたどり譲受人の〇〇さんと話が纏まりました。この畑は道に面しておらず、家から入ることとなります。

農機具は所有しており、許可要件を満たすものと考えます。

議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可)

1番・2番：譲受人同一のため合わせて説明します。資料9ページから12ページをご覧ください。申請地は神谷橋より北東約260mに位置しています。

この申請は、売買によるもので、受人の〇〇が事業の拡大を図り、露天駐車場や資材置場を探しており、所有者と話が纏まったため転用するものです。

計画面積・資金等も妥当で、周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約通知について

1番：転用の計画があり、残存小作の解消が出てきています。

2番：利用権の設定を行うため確認したところ、残存小作が設定されていたため解消が出てきています。

議案第5号 農地の買受適格証明願承認について

1番：資料13ページ・14ページをご覧ください。申請地は、馬田にある創価学会の建物より南に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この証明は財務省が所有している農地を、申請者が購入する資格があるかどうかを審議するものです。

農機具は今後取得する予定であり、現在農地は所有していません。家庭菜園を行いたいということで証明願が出ております。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について (委員会決定)

本来なら一件ずつ説明すべきですが、本件につきましては、事前に議案書として各委員様へ送付しているため、朗読については割愛させていただきます。

資料18ページをお開きください。農用地利用集積計画の概要です。田161,278.93㎡、91件です。作物については、水稻157,466㎡、野菜3,812.93㎡です。20ページをお開きください。農地中間管理機構を通じた貸借です。1件3筆2,915㎡です。福田地区で植岡さんに1件となっております。

続きまして、報告事項であります。

報告第1号 公共事業の施行に伴う一時転用届出について

21 ページをお開きください。公共事業の施行に伴う一時転用届出が1件出たことを報告します。

報告第2号 農地使用貸借の合意解約通知について

22 ページをお開きください。使用貸借の合意解約通知が3件出たことを報告します。

報告第3号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について

23 ページをお開きください。農地法各申請・届出にかかる受付済等の証明1件、その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を2件、耕作面積証明書を7件、計10件を発行したことを報告します。

報告第4号 会長専決処理規程第4条に基づく市街化区域内転用届出処理について

14番：〇〇が〇〇の農地を取得することに関し、会長専決処理規程に基づき農地法第5条による市街化区域内農地の転用受理を行ったことを報告します。資料17ページ・18ページに位置図・地籍図・計画配置図をお示ししています。

説明は以上となります。

(議長) 議案第1号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会許証明)1件について、現地調査済ですので報告願います。

(松本委員) 1番：願出地は八千種の西ヶ首池の南に位置しています。
現地では、家の後ろの宅地であることを確認しました。
現地調査班では、宅地と判断して問題ないと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第1号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会許証明)1件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議長) 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)3件について、現地調査済ですので報告願います。

(松本委員) 1番：申請地は、福崎東中学校の南西約180mに位置しています。
現地では、田もきれいに鋤いてあることを確認しました。
現地調査班では、問題ないと判断しています。

2番：申請地は、姫路市との市町境付近で、西ヶ首池の南約150mに位置しています。
現地では、きれいに管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題ないと判断しています。

3番：申請地は、西光寺の宝性院より北西約190mに位置しています。
現地では、作物が作付けされきれいに管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題ないと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 3件について、質疑ありませんか。

(三木委員) 1号議案にも関係してくるのですが、管財人の弁護士が立っていて管理財産整理ですよ。受人は売買になるのですか。1号議案は売買にならないのですか。

(事務局) 1号議案については非農地証明ということで、現在農地ではないので地目を変更したいため証明してくださいという申請が出てきています。

(三木委員) ■■■の宅地に住んでおられないですよ。

(事務局) ■■■と■■■についてはどちらも〇〇さんの所有でしたが、どちらも管財人がたっています。

(三木委員) 管財人がたっているということは財産放棄ですか。

(事務局) そうです。相続人がみんな相続放棄をされて、今後地目を変更して別の方に売るとしても視野に入れておられます。

(三木委員) 了解しました。

(議長) 他に質疑はありませんか。

<なし>

(議長) 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 2件について、現地調査済ですので報告願います。

(松本委員) 1番・2番: 申請地は、神谷橋より北東約260mに位置しています。
現地では、〇〇の事業地の続きであり、きれいに管理されていることを確認しました。
現地調査班では、転用は問題ないと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 2件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議長) 次に、議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約通知(委員会受理) 2件について、質疑はありませんか。

(宮川委員) 農地を集積するときどの田が残存小作権がついているか、うちの地区だけでも教えてもらえるのか。

(事務局) ほ場整備に関する田でしたら、農政係が今調べていますので情報提供できると思います。

(宮川委員) できるだけ今月中に出せと言われているので早めをお願いします。

(議長) 他にありませんか。

<なし>

(議長) 次に、議案第5号 農地の買受適格証明願承認(委員会証明) 1件について、現地調査済ですので報告願います。

(松本委員) 1番: 申請地は、馬田にある創価学会の建物より南に位置しています。
現地では、多少草は生えているが問題ないことを確認しました。

現地調査班では、証明するのは問題ないと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第5号 農地の買受適格証明願承認(委員会許可)1件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) 次に、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定92件のうち39番から42番・52番・501番の6件について、関係委員さんがいらっしゃいますので、退席願います。

< 城谷憲敬委員、三木勝博委員 退席 >

(議 長) 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定92件のうち39番から42番・52番・501番の6件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、引き続き討論、採決に移ります。議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定92件のうち39番から42番・52番・501番の6件について、討論はございませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定92件のうち39番から42番・52番・501番の6件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成9：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定92件のうち39番から42番・52番・501番の

6件について、決定することといたします。

< 城谷憲敬委員、三木勝博委員 着席 >

(議 長) 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定92件のうち39番から42番・52番・501番の6件を除く86件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。
議案第1号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第1号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)1件について、討論はありませんか。

<全員挙手> [賛成11：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)1件について、証明することといたします。

(議 長) 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)3件について、討論はありませんか。

(城谷委員) この方は財産を放棄されたのですか。

(事務局) この〇〇さんが亡くなられてまして、ご家族の方全員が財産を放棄された状態です。

(城谷委員) 誰も相続しない状態で、管財人を立てるということは、この売れたお金は国に入るわけですか。

(事務局) 残って誰も受けない場合は、国に帰属されると思います。

(城谷委員) 農地以外のものもあるが、たまたま農地だからここに上がったということですね。

(事務局) 議案1号の非農地証明の横の宅地についても、管財人が管理している物件ですという張り紙があがったので、同じ流れです。

(事務局) 財務省が管理しながらという同じ流れになると思います。

(城谷委員) また流れについて勉強会を開いてもらえたらありがたい。また同じようなことがあるとも限らないので。

(宮川委員) この問題に関して、ほ場整備区域内の私の地区の放棄田に関しても同じような問題が起こっているんです。多面的機能の補助金で今まで管理していたが、財産を全部放棄しますと言われた時点でどこに言っていったらいいのか。誰が管理するのか。誰の判がいるのか。困っているんです。

(事務局) 管理人に弁護士を選任しますという手続きをしない限り、ずっと宙に浮いたままになります。裁判所が管理人を選任して選任された人が財産がどれだけあるかを調べて、売れるか売れないか、選別してまた売れるのなら売り、売れないものは国庫に帰属して国が管理しながら、一般競争入札になって財産を処分していきます。

(宮川委員) その流れだったら競売にいくとなったら数年は優にかかるでしょう。この11月までにどこに行けば最終のハンコをもらえるのか。誰にいけばいいのか。という話になる。

家に行ってもおられない、墓も墓じまいしている。

(事務局) すべての方が相続放棄をしていたら話は早いのだが、利害関係人の方が手続きをしてくださいよと言い出して、整理費用とかがクリアできたら徐々に進んでいくのですが。

(宮川委員) 解決しなければいけない問題がすぐそこに来ているのに、数年かかるといわれたら。

(事務局) 財産のありようを調査してみないとわからないですし、そこだけだったらいいのだが他にもあるかもしれませんし。整理するのに時間がかかる。

(宮川委員) 山崎にある田を放棄しますという電話がかかってきたから困っている。どこへ言っていたらいいか方向性を教えていただきたい。前へ進まなくてまた一筆だけ残ってしまう。

(議長) 余談になるかもしれませんが、地元になりますし。亡くなられた方は連帯保証人になっていました。どれだけの借財をしていたか知りませんが、1年前くらいに営農組合にも銀行から買ってほしいという話がありました。
ただ、営農組合の役員会で今の状態では購入しないということで、農地は地元の〇〇さんが購入してくださる方向になりました。

(宮川委員) 今からこういう問題が多々起きてくると思います。若い人に相続したら負の遺産やと何回というんですが、あまり理解してくれない。所有してはじめてわかる。

(議長) それでは、事務局でまた財産放棄に関する勉強会をする方向で考えていただけるといふ返事もありましたので、よろしくお願ひします。
議案2号について他に討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)3件について、賛成の方は挙手願ひします。

<全員挙手> [賛成11:反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)3件について、許可することといたします。

(議長) 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可)2件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可)2件について、賛成の方は挙手願ひします。

<全員挙手> [賛成11:反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可)2件について、県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約通知(委員会受理)2件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約通知(委員会受理)2件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11:反対0]

(議 長) 挙手全員ですので、議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約通知(委員会受理)2件について、受理することといたします。

(議 長) 次に、議案第5号 農地の買受適格証明願承認(委員会証明)1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、議案第5号 農地の買受適格証明願承認(委員会証明)1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11:反対0]

(議 長) 挙手全員ですので、議案第5号 農地の買受適格証明願承認(委員会証明)1件について、証明することといたします。

(議 長) 次に、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定92件のうち39番から42番・52番・501番の6件を除く86件について、討論はございませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定92件のうち39番から42番・52番・501番の6件を除く86件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定92件のうち39番から42番・52番・501番の6件を除く86件について、決定することといたします。

報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑ありませんか。

<なし>

< 15 : 44 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・5月22日(月) 15時00分から

署名 人	三木 勝博
署名 人	上延 英一